

松浦市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年9月4日

松浦市監査委員 丸田久永

松浦市監査委員 和田大介

令和6年度（前期）定期監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 総務課・防災課・水産課・福島支所・鷹島支所・会計課
農業委員会事務局・消防本部
- 3 監査の期間 令和6年5月7日から102日間

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和5年度における財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により行った。

【共通事項】

- (1) 使用料に係る収入事務
- (2) 補助金事務
- (3) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務
- (4) 行政財産目的外使用許可状況
- (5) 現金等保管状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 調定及び納付書等は適正に作成、整備されているか。
- (4) 契約書等関係書類は整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 随意契約における理由及び見積徴取は適正か。また、1者特命随意契約の合理性は明確になっているか。
- (6) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (7) 補助金額等は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 補助金事務

【指摘事項】

- ア 松浦市事務決裁規程において、別表で1件50万円を超え200万円までの補助

金交付決定は総務課長の専決事項とされているが、所属長の専決事項として処理されていた。適正に行われたい。

(農業委員会事務局)

イ 松浦市補助金等交付規則第11条第2項第1号に「事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により市長に提出した書類の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない」とあるが、変更交付申請書が補助事業完了後に提出されているものがあつたため、適正に処理されたい。

(水産課)

【指導事項】

ア 補助金の交付確定通知日が交付確定伺いの決裁日より前の日付となっているものが見受けられた。

(防災課)

イ 同一の補助事業において、交付決定後に事業費の増額がある場合、個別の交付決定ではなく、変更交付決定により対応されたい。

(消防本部)

(2) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務

【指摘事項】

ア 前回の定期監査において指摘していたにも関わらず、長期継続契約で契約を締結しているもので、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の該当金額については減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項が付されていないものが見受けられた。

(総務課)

イ 契約締結日が落札決定通知日から7日以上経過しているものが見受けられた。松浦市財務規則第90条に基づき適正に処理されたい。

(防災課・消防本部)

ウ 毎年年度ごとに契約をしているもので、契約書に自動更新条項が入っているものがあつた。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっていることから、関係法令等に基づき処理されたい。

(消防本部)

エ ポンプ車及び積載車の車検において、指名業者ではない業者を1者選定し、また契約方法を緊急事態に対応するためとした1者随意契約理由は認めがたい。

(消防本部)

【指導事項】

- ア 見積提出日が見積提出期限日より後の日付となっているものが見受けられた。
(防災課)
- イ 1者随意契約を行う場合において、1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする財務規則上の根拠規定(松浦市財務規則第86条ただし書き)の記載のないものが見受けられた。
(水産課)
- ウ 競争入札の原則によらない随意契約は、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当するものが根拠規定であるが、実施伺において随意契約とする理由に「松浦市財務規則第86条ただし書きにより」と誤った根拠規定が記載されているものが見受けられた。同条ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りる。とした根拠規定である。関係法令等に基づき適正に処理されたい。
(水産課・会計課・消防本部)
- エ 予定価格50万円以下の随意契約理由に「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」と誤った根拠規定が記載されているものがあつた。適用号数については、適切に判断し処理されたい。
(福島支所)
- オ 1者見積徴収及び業者選定理由の根拠規定の記載がないものが見受けられた。
(福島支所)
- カ 業務委託において、契約書に定められている作業報告書提出後の検査が実施されていないものが見受けられた。
(会計課)
- キ 予定価格50万円を超える保守業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約をしているものがあつた。予定価格50万円を超える随意契約ができる委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する場合のみである。適用号数については、適切に判断されたい。
(消防本部)
- ク 保守業務において、予定価格調書がないものがあつた。会計事務の手引きに基づき処理されたい。
(消防本部)
- ケ 委託業務において、見積書、契約締結伺及び契約書に業務名の相違が見受けられた。
(消防本部)

コ 契約書に個人情報特記事項がないものが見受けられた。

(消防本部)

サ 救急活動事後検証業務の実績報告書に受付印等もなく、業務遂行の確認をされたのか不明なものが見受けられた。

(消防本部)

【検討事項】

会計事務の手引きの「金額による修繕の取扱いについて」で、契約金額50万円までのものは、「期間を要するものについては工程表を作成する」とされているが、作成されていないものが多数あった。期間についての基準が明確化されていないため、会計事務の手引きの見直しを検討されたい。

(会計課)

(3) 財産管理事務

【指導事項】

ア 行政財産目的外使用料の算定根拠に係る土地評価証明書の取得日が許可日以降となっているものが見受けられた。

(鷹島支所・防災課)

イ 行政財産目的外使用書の許可日が決裁日より前の日付になっているものが見受けられた。

(消防本部)

(4) その他

【検討事項】

多目的集会施設の修繕負担金の請求依頼文書に「基本協定及び松浦市自治公民館補助金交付要綱に基づき費用の2分の1を負担いただきますようお願いいたします。」と明記されているが、費用負担を求める文書に補助金交付要綱に基づくという文言を使用することは適当でない。「松浦市自治公民館補助金交付要綱に基づき」は削除するよう検討されたい。

(会計課)